

5 分野別まちづくり方針

5.1. 土地利用・拠点形成

- (1) 土地利用の基本方針
- (2) 人間活動ゾーンの土地利用方針
- (3) 拠点形成の基本方針
- (4) 拠点形成と誘導方針(重点的に機能誘導を図る拠点)

5.2. 道路交通体系

- (1) 道路交通体系の基本方針
- (2) 機能別幹線系道路の配置及び整備方針
- (3) テーマ別道路交通体系の整備方針

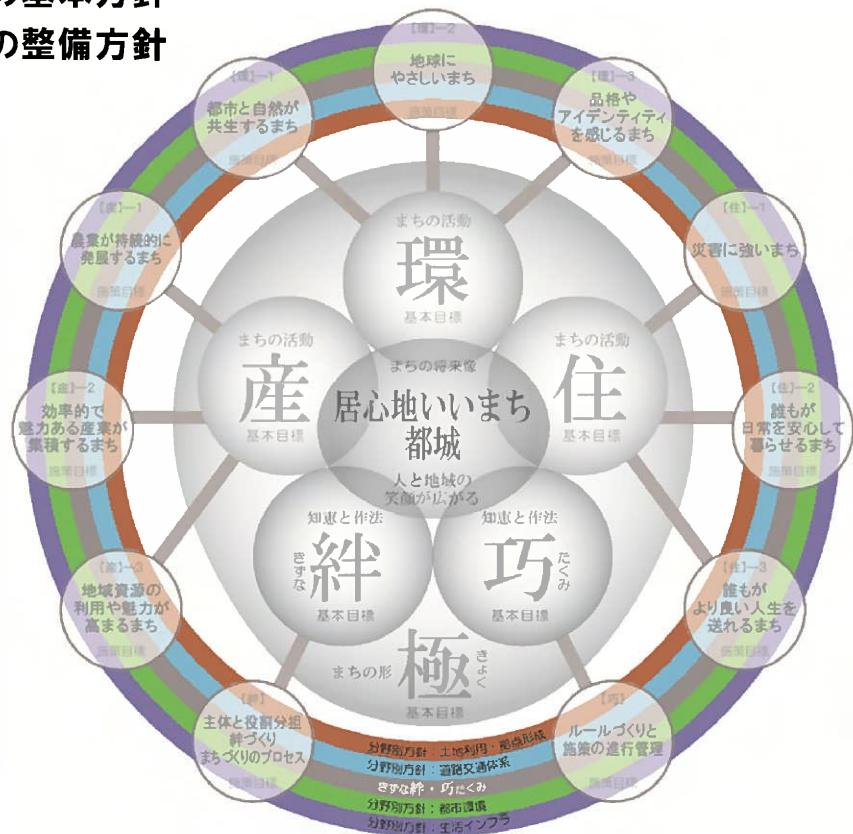
5.3. 都市環境

- (1) 都市環境の基本方針
- (2) 公園・緑地の保全・形成に関する基本方針
- (3) 景観の保全・形成に関する基本方針

5.4. 生活インフラ

- (1) 生活インフラの基本方針
- (2) 生活インフラの整備方針

分野別まちづくり方針は、テーマ別まちづくりの方針をうけてそれを実現していくために、「土地利用や拠点形成」、「道路交通体系」、「都市環境」、「生活インフラ」の4分野に焦点をあて、方針を明らかにするものです。



第5章 分野別まちづくり方針

5.1. 土地利用・拠点形成

（1）土地利用の基本方針

将来のまちの空間構成である「多極分散ネットワーク型の都市空間の形成」に向けて、都市と自然との共生に配慮した土地利用を進めます。

産業の効率化・魅力化、既存市街地における都市機能の充実、良好な都市環境の形成を図るために市街化の拡大を抑えるとともに、都市核や地域生活拠点を有するまちなかの重点化と一般市街地の生活環境の向上、次世代につなぐ産業育成に資する土地利用を促進します。

①人間活動ゾーンにおける都市機能の重点的誘導

多様な都市活動が展開する人間活動ゾーンにおいては、都市機能の重点的誘導や、多くの人々が利用する公共公益施設の用途地域外移転を抑制していきます。

②拠点地区形成に対応した土地利用の誘導

まちなかや地域生活拠点においては、人が出会い、集まる交流拠点としての機能の充実・強化に資する土地利用を誘導します。観光文化レクリエーション拠点、知的研究産業振興拠点、学研生活共生拠点といった様々な都市活動において、それぞれの役割にふさわしい都市機能の強化につながる土地利用を検討します。

都市施設が充実しているまちなかを重点化し、生活機能や産業機能の集積・再生を図るとともに、多様な都市機能の複合化と調和に資する土地利用を促進します。

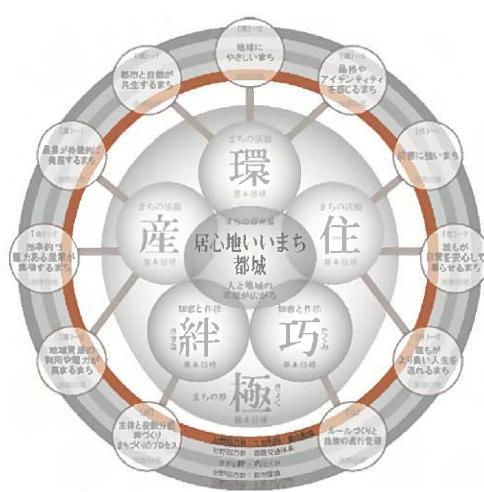
③居住を促進する土地利用の誘導

新たな住宅需要に対して、多様な居住ニーズに対応し地域特性に適合した適正な住宅誘導を踏まえながら、特に居住誘導区域への誘導を重点的に働きかけます。

これら地域への居住を進めるために、高度利用の促進や更新の遅れた市街地の改善、低未利用地の活用などを促進していきます。

④みどりのゾーンにおける市街化の抑制と環境の保全

みどりのゾーンにおいては、都市と田園、自然とが共生するまちづくりに向けて市街化を抑制します。水辺、森林などの自然的資源及び農地を保全していくとともに、田園環境と調和する集落の環境整備や戦略的振興拠点地域における適切な土地利用の誘導を図ります。



▲人間活動ゾーン

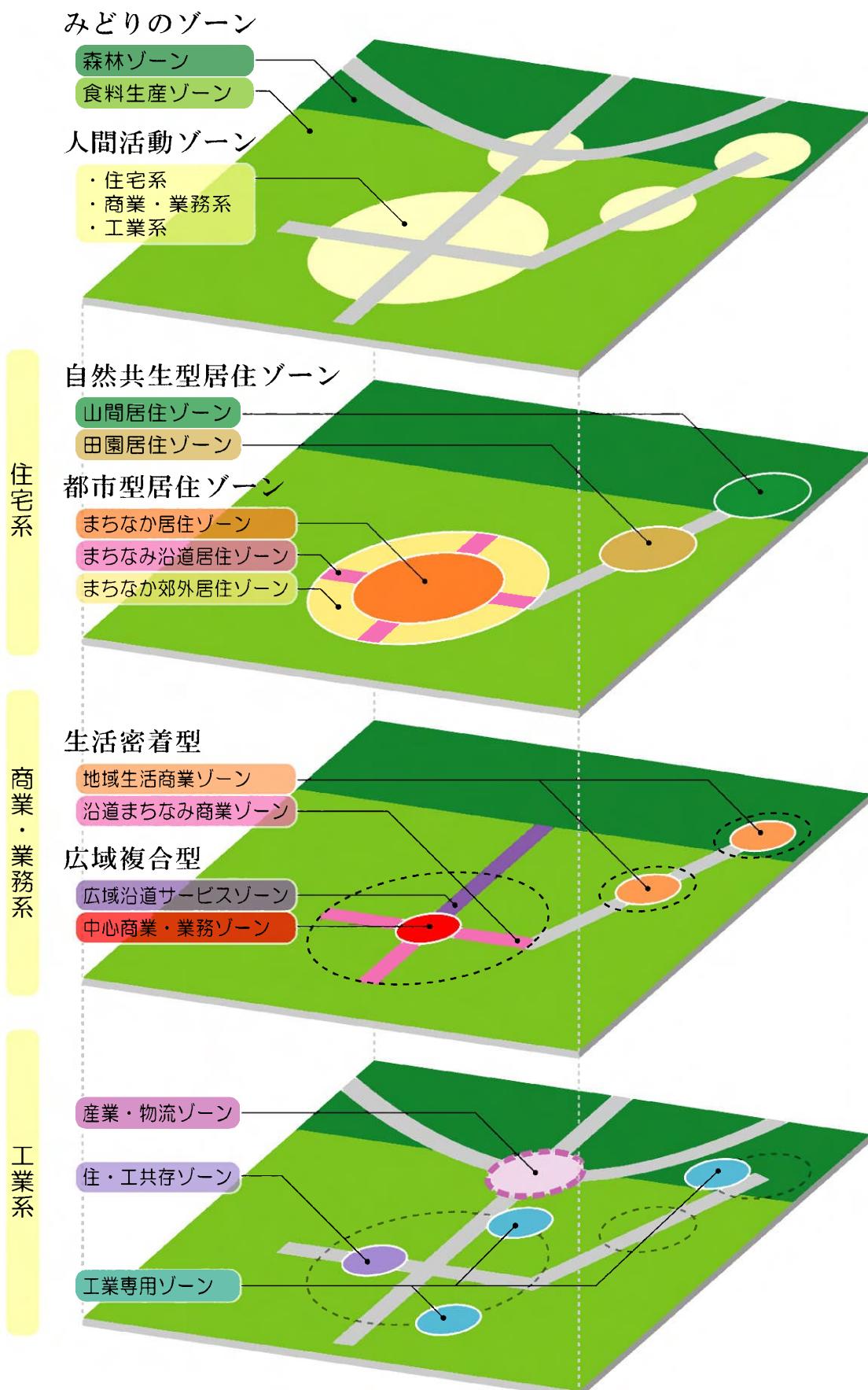


▲まちなか



▲みどりのゾーン

土地利用区分と配置の方針



（2）人間活動ゾーンの土地利用方針

①住宅系の土地利用方針

人間活動ゾーンでは、今後空き地・空き家が増加する懸念があります。無秩序な農地の宅地化は、後追い的なインフラの整備や居住地と農地の混住化を招き、居住環境の低下につながることから、住宅系土地利用の方針としては、新たな住宅需要に対し現在宅地化されている土地へ誘導していくことを基本的な方針とします。

そのために、市街地内にある都市基盤や公共公益施設のストックの有効利用を重視し、更新の遅れた市街地の改善や低未利用地の活用を図ります。基盤整備が整い、良好な居住環境を維持すべき地区では、地区計画などにより良好な都市環境の保全を図ります。

1) 住宅系土地利用の位置づけとイメージ

1) - 1 都市型居住ゾーン

◆まちなか居住ゾーン

まちなか居住ゾーンは、北を都城駅、西を西都城駅のJR線で囲み、東は総合文化ホール、南は市役所までの一帯を位置づけます。

このゾーンは、医療・文化・買い物など住・職・遊と高度な都市機能が集積する場であり、都市生活に必要なサービスがまとめて受けられ、歩いて暮らせる利便性が最も高い居住地の形成を図ります。



▲まちなか居住ゾーン＜東中町通線＞

◆まちなみ沿道居住ゾーン

まちなみ沿道居住ゾーンは、姫城、小松原、妻ヶ丘、祝吉、五十市、横市、沖水など市街地系生活拠点内の沿道を位置づけます。

このゾーンは、商業施設と居住施設が混在し、日常生活に必要な生活利便施設へは、徒歩・自転車で移動することができる居住地の形成を図ります。



▲まちなみ沿道居住ゾーン＜歓尾＞

◆まちなか郊外居住ゾーン

まちなか郊外居住ゾーンは、まちなか居住ゾーン、まちなみ沿道居住ゾーン以外の地区を位置づけます。

このゾーンは、地区ごとに個性を持ち、みどり豊かでゆとりがあり、少し足を伸ばせば、まちなかやまちなみ沿道ゾーンの様々なサービスが受けられる低層住宅地として保全を図ります。



▲まちなか郊外居住ゾーン＜郡元＞

1) - 2 自然共生型居住ゾーン

◆田園居住ゾーン

田園居住ゾーンは、志和池、庄内、中郷、山之口、高城、山田、高崎の田園系生活拠点及び田園に囲まれた集落地を位置づけます。

このゾーンは、農とみどりを中心とした田園居住地として、その個性を活かし、一定の利便性の確保により農との交わりや人との絆を大切にし、定住と滞在による複合的な田園居住地の維持を図ります。

他方で、このゾーンの生活利便性を確保するためには、地域生活拠点において、生活利便施設の維持・誘導に努めます。



▲田園居住ゾーン<中郷>

◆山間居住ゾーン

山間居住ゾーンは、西岳をはじめとする山地に囲まれた集落地を位置づけます。

このゾーンは、農とみどりを中心とした山間居住地として、利便性よりも豊かな森林や生物とのふれあい・自給自足的な生活を大事にする居住地の維持を図ります。

また、定住と滞在による複合的な居住や来訪者との交流、工房、陶芸、アトリエなど芸術活動やライフスタイルに配慮します。



▲山間居住ゾーン<西岳>

2) 住宅系土地利用の整備・保全・誘導の方針

2) - 1 都市型居住ゾーンにおける適切な住宅系土地利用

◆都市型居住ゾーンへの誘導

都市型居住ゾーンでは、土地利用規制の緩和や建設促進のためのインセンティブ^{*1}方策を検討し、民間住宅建設の促進や住宅機能を有する商業・福祉複合型の民間再開発などの促進を図ります。その中で、更新の遅れた旧規格の都市居住地では、居住環境の改善を推進するとともに、老朽化住宅の建替えや低未利用地の活用を誘導し、住宅の供給促進を図っていきます。



▲都市型居住ゾーン<天神町>

◆安全・安心、便利で快適な都市型居住ゾーンをめざした誘導

安全・安心、便利で快適な都市型居住ゾーンをめざし、用途地域、防火・準防火地域の見直し、宅地規模に応じた容積率の設定、総合設計制度^{*2}を利用したオープンスペースの確保などを検討するほか、より質の高い居住環境の形成を促進するために、建築・緑地協定、地区計画の見直しなど地域住民の主体的な取組を支援します。

※1 「インセンティブ」：広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因。建設促進のための支援や補助など。

※2 「総合設計制度」：建築基準法に基づく許可制度で、一定規模の敷地を有しあつ敷地内に一定規模の空地を確保した計画で、特定行政庁が市街地環境の整備に寄与すると認め、許可することにより容積率制限又は道路斜線制限等の高さ制限が一定の範囲で緩和される制度。

2) - 2 自然共生型居住ゾーンにおける土地利用の誘導と白地地域の都市的土地区画整理事業の抑制

◆良好な生活環境形成に向けた計画的誘導

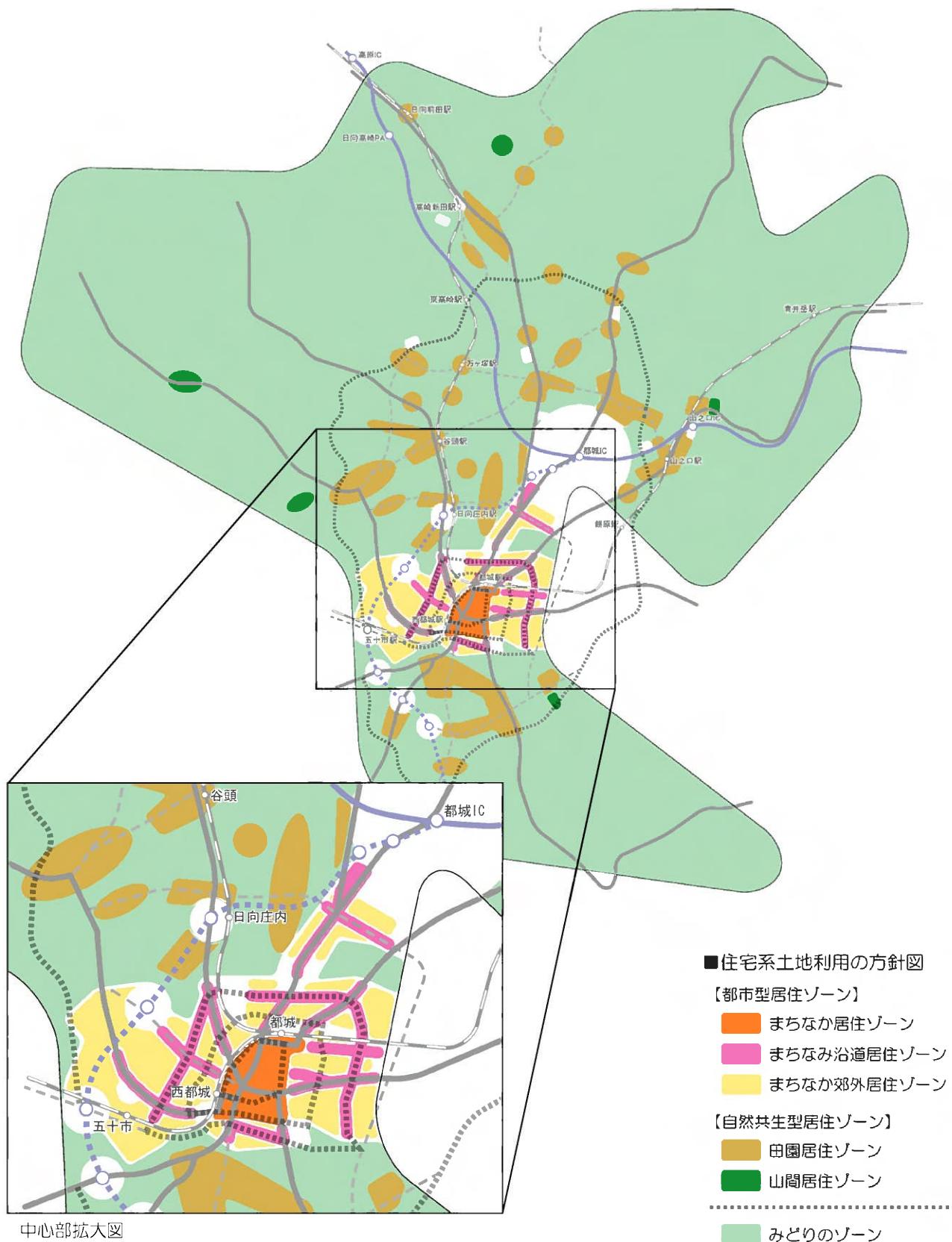
地域社会の維持・形成や生活環境の向上を図るために、用途地域の指定を検討し計画的な土地利用を誘導します。さらに、本ゾーンの地域生活拠点においては、生活利便施設の建設促進のためのインセンティブ方策をあわせて検討します。

一方で、自然あふれ美しく魅力的な居住空間の創出に向けて、地域住民の合意に基づき、建築協定、緑地協定、地区計画の導入など地域住民の主体的な取組を支援します。

◆白地地域における都市的土地区画整理事業の抑制

白地地域の都市的土地区画整理事業への転換を抑制するために、開発許可面積・建ぺい率などのダウンゾーニング、特定用途制限地域を活用した地域環境に支障を及ぼすおそれがある建築物の立地制限、都市的土地区画整理事業への転換時における緑地の確保や雨水浸透施設の設置等雨水流出抑制などを含めた開発ルールなどを検討します。

3) 住宅系土地利用の方針図



②商業・業務系の土地利用方針

商業・業務系の土地利用は、生活系商業と広域系商業の秩序ある誘導を基本的な方針とします。

本市における良好な商業・業務系の土地利用については、身近な地域生活を営むための生活系商業施設の誘導と都城圏の住民が便利でうるおいのある生活を営むための広域系商業施設の適正立地により、秩序ある土地利用をめざします。

また、その秩序ある商業環境の形成を進めるために、商業・業務施設の立地について、適正な規模・立地場所などを勘案し機能分担を推進します。

1) 商業・業務系土地利用の位置づけとイメージ

◆中心商業・業務ゾーン

中心商業・業務ゾーンは、市役所前～川東までの国道10号沿いを基軸に、都城駅南側の一帯にかけて位置づけます。

このゾーンは、南九州の中核を担っている多様で高度な機能の集積を活かし、商業・業務施設を中心に多様な都市活動が展開される場として、市の中心となる商業、情報、総合医療、広域的な文化交流、歴史文化などの機能の誘導を図ります。



▲中心商業・業務ゾーン<都城合同庁舎周辺>

◆広域沿道サービスゾーン

広域沿道サービスゾーンは、まちなかの北端～沖水までの国道10号沿道を位置づけます。

このゾーンは、広域交通網を背景とした都城圏の住民が豊かな生活を営むための広域沿道型の商業・業務・サービス機能の集積を活かし沿道型商業・業務施設の立地誘導を図ります。



▲広域沿道サービスゾーン<吉尾>

◆沿道まちなか商業ゾーン

まちなかにおける【地域生活拠点C2】姫城、小松原、妻ヶ丘、祝吉、五十市、横市、沖水を位置づけます。

このゾーンは、背後地の田園・山間居住者や沿道周辺の住民に身近な生活利便を支える商業・サービス機能の存在が重要で、住宅と生活利便施設が連続して集積する地区として立地誘導を図ります。



▲沿道まちなか商業ゾーン<郡元>

◆地域生活商業ゾーン

【地域生活拠点C3】志和池、庄内、西岳、中郷、山之口、高城、山田、高崎を位置づけます。

このゾーンは、田園・山間居住地でありながら地域生活に密着した生活商業・サービス施設の立地誘導・保全を図ります。



▲地域生活商業ゾーン<山之口>

2) 商業・業務系土地利用の整備・保全・誘導の方針

2) - 1 広域複合型商業・業務地と地域密着型商業・業務地の秩序ある土地利用

大型商業施設は、その立地の位置や規模によって地域生活拠点にある身近な商業やまちなか商業に影響を与え、生活利便性の低下につながる懸念があります。

よって、市民生活の維持を第一に配慮しつつ、都城圏を担う商業環境の形成につながるよう適正な立地の位置と規模などの規制・誘導指針の方策をあわせて検討します。

また、都城圏は、宮崎・鹿児島両県にまたがっていることから、周辺市町の経済・市民活動に懸念のある開発などの調整に広域的に取り組める場の設定について宮崎県・鹿児島県へ働きかけを促進します。

2) - 2 魅力ある広域複合型商業地をめざした土地利用

本市の中心商業・業務ゾーンについては、住む・買う・働く・憩う・見る・診るといった基本的な都市機能の維持回復を図るために、用途地域・容積率の見直し、多彩な機能やまちなか誘導などを複合的に勘案した地区計画や特別用途地区の活用などを検討します。

また、これら機能の外延化を抑制するための施策として、建設・移転・開設促進のための土地利用計画や公共施設の集積ガイドラインの策定など郊外移転の防止策を検討します。広域沿道サービスゾーンについては、都城圏の豊かな生活を支えるサービスゾーンとして立地誘導を図るために、段階的な用途地域・容積率などの見直しと大型商業施設の規制を検討します。

2) - 3 自立した生活を営むための生活密着型商業地をめざした土地利用

地域生活拠点（C2）の沿道まちなか商業ゾーンは、中規模な生活圏を範囲とする生活密着型商業・業務地の形成をめざします。これは、人口減少が進展した場合、地域生活拠点（C3）の生活機能が低下することも懸念されることから、そのセーフティネット^{*1}として機能強化を進める必要があるためです。

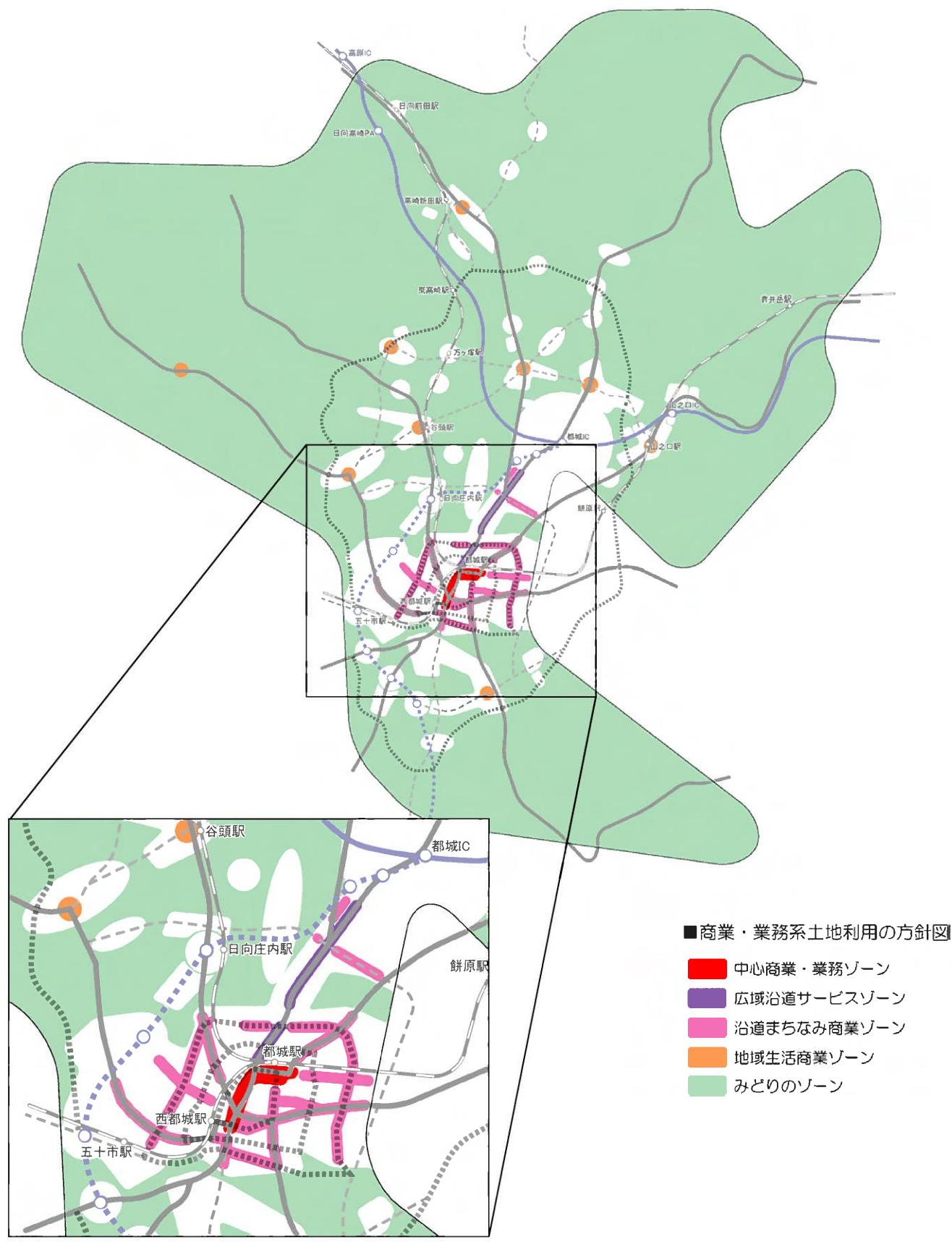
そのために、住宅・商業・業務機能が混在できる用途指定や地区計画見直しなどを検討します。

地域生活拠点（C3）の地域生活商業ゾーンについては、小規模な日常生活圏を範囲とする生活密着型商業・業務地の形成をめざします。これは、それぞれの田園・山間居住地の生活利便性を確保し、小規模ながら生活利便性の集積・形成を進める必要があるためです。

また、公共交通網の結節地、施設の集積性、日常生活圏域内の人団規模などを勘案し、適正な商業・業務系土地利用の範囲、住機能との複合化の検討などにより、用途地域の指定・見直しや地域住民の合意に基づく地区計画の活用を進めます。

*1 「セーフティネット」：安全網。リスク（危険）に対する防護装置。

3) 商業・業務系土地利用の方針図



中心部拡大図

③工業系の土地利用方針

工業・流通機能の増進に必要な規模を確保しながら、低末利用地の有効利用を図ります。

さらに、戦略的振興拠点地域では、雇用創出型の産業の誘致を立地条件や周辺環境との調和に配慮しながら進めています。

1) 工業系土地利用の位置づけとイメージ

◆工業専用ゾーン

工業専用ゾーンは、既存の食品加工団地、木工団地、都北地区などの工業専用地域、都城インター工業団地穂満坊地区、高城工業団地などの工業団地を位置づけます。

このゾーンについては、工業専用の土地利用に特化し、工業施設の留置と誘致、機能の増進を図ります。



▲工業専用ゾーン＜高城＞

◆産業・物流ゾーン

都城 IC、都城志布志道路各 IC 周辺は、広域交通の利便性が高く、集荷、物流、生産、加工など本市の産業を支える拠点性を有しています。これらの広域交通の結節点と近接する戦略的振興拠点地域、志和池トラック団地、高木工業団地については、産業・物流ゾーンとして位置づけ、様々な産業施設の誘導を図るゾーンとして機能の増進を図ります。

また、このゾーンにおける農地の保全と無秩序な市街化を抑制するために、農業政策と連携した土地利用の規制に努めます。



▲産業・物流ゾーン

<上：都城 IC周辺、下：トラック団地>

◆住・工共存ゾーン

住・工共存ゾーンは西町、年見町などを位置づけます。

このゾーンでは、比較的小規模で、既存の場所以外では成立しにくい工業施設が、居住環境との複合的な施設立地を許容するゾーンとして現在の土地利用を維持します。

しかし、産業構造の変化や産業・物流ゾーン、工業専用ゾーンの機能強化の推進などによっては用途地域の見直しも考えられるゾーンです。



▲住・工共存ゾーン＜西町＞

2) 工業系土地利用の整備・保全・誘導の方針

2) - 1 産業の付加価値や効率性の向上のための土地利用誘導

工業・流通系、食品加工、木材加工などの産業連携が形成されるように、集積力を活かした産業の付加価値や効率性向上のための土地利用誘導を図ります。そのために、工業専用ゾーンや産業・物流ゾーンへの施設誘導促進、また、住宅地域内で操業する工場について、建て替え時における工業団地未分譲地のあっ旋などを検討し、集積力の強化に努めます。さらに、研究開発・高等教育拠点との連携が高まるような情報交換などもあわせて検討します。

また、戦略的振興拠点地域では、近接する集落生活環境、自然的環境との調和、周辺工業地の一体性の確保などを勘案し、適切な土地利用配置を促進します。

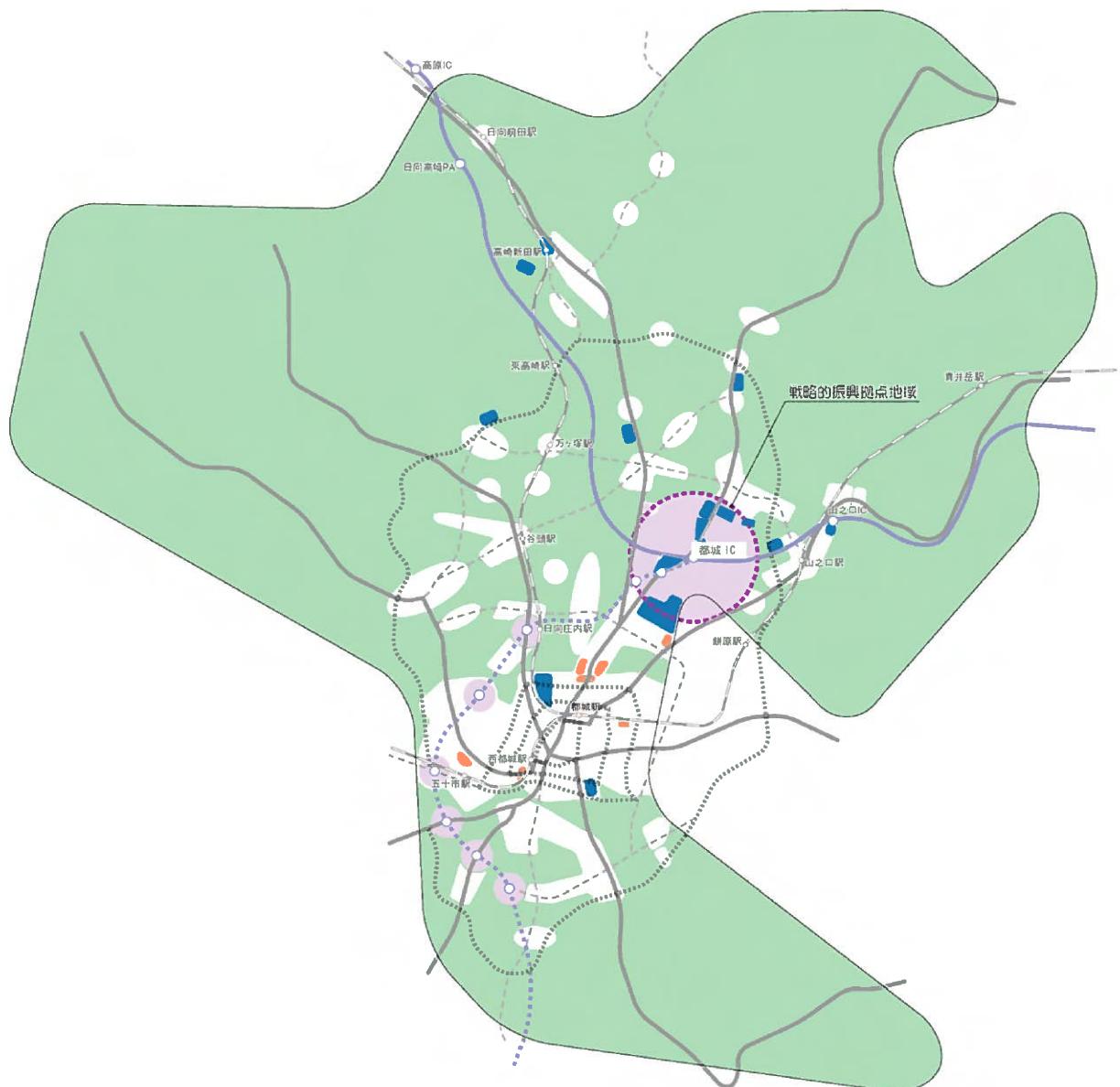
2) - 2 工業と住居の調和した土地利用誘導

住宅と工業施設が混在する地区では、経済状況、建物現況、工業集積の戦略性などを勘案し、住工の分離について検討します。ただし、既存地内でなければ成立しない工業も存在することを考慮し、土地利用の純化・共存について工業・環境施策と連携しながら、その誘導の検討を図ります。

また、このような住・工共存ゾーンにおいて大型商業施設が立地可能な準工業地域では、商業振興、地域生活の保全の観点から特別用途地区等を活用し、立地抑制に努めます。



3) 工業系土地利用の方針図



■工業系土地利用の方針図

- 工業専用ゾーン
産業・物流ゾーン
住・工共存ゾーン
みどりのゾーン

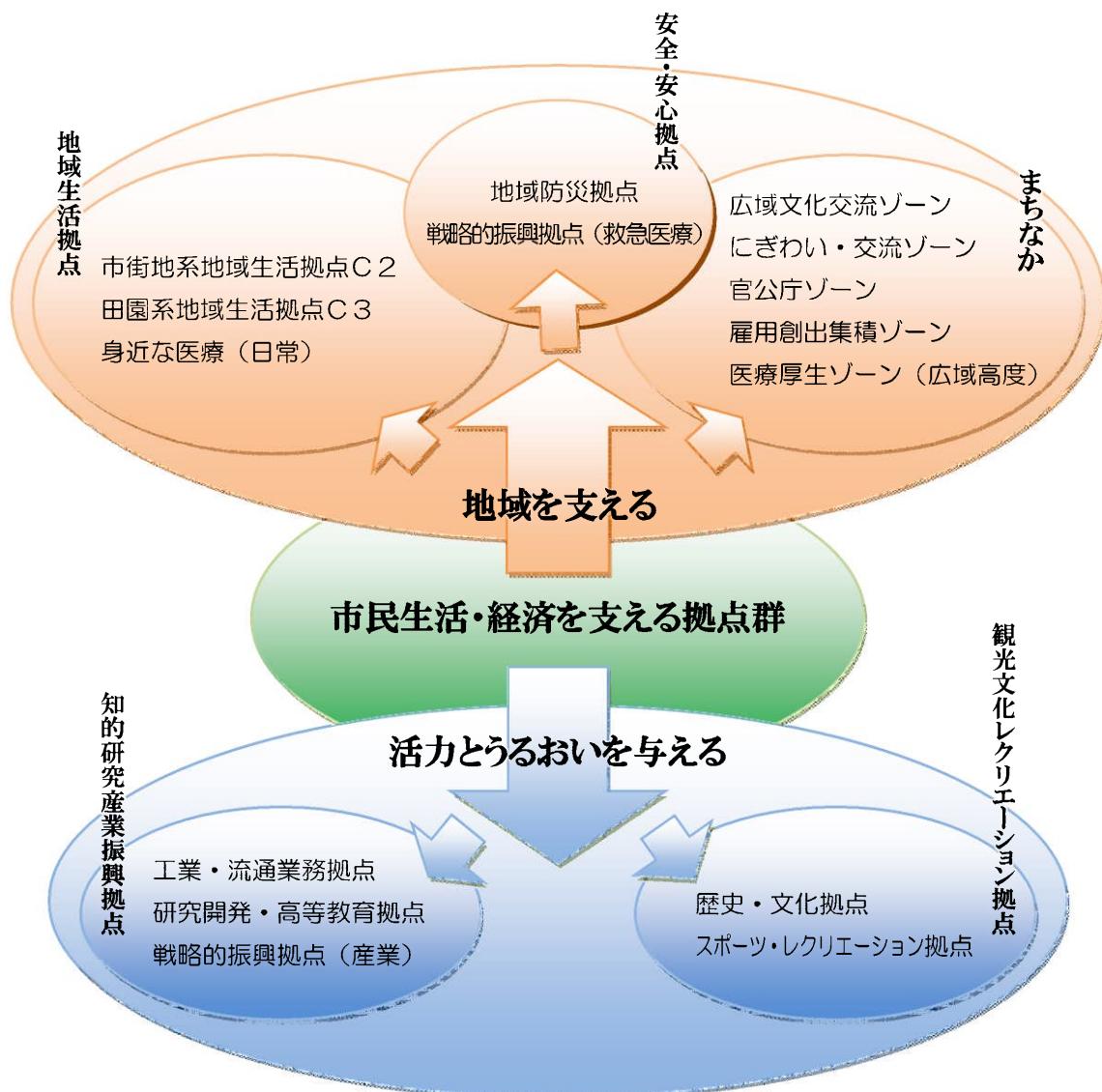
（3）拠点形成の基本方針

市民生活を支え、うるおいと活力のある拠点配置を効率的・戦略的に検討するために、それぞれの拠点機能を明確にして、必要な機能・規模の検討などを勘案した合理的な拠点形成を図ることが重要です。

たとえば、地域生活拠点には、各地域の人々の自立した生活を支える身近な施設がそろい、日常生活圏内で一定の利便性を確保できるように、その日常生活圏の広がり、実情に応じた施設が整っていること、また地域生活拠点に無い機能については、近接の地域生活拠点から補完できることが望まれます。

したがって、地域生活拠点に必要となる施設の配置、目的地に至るまでの動線の確保などを検討し、効果的・効率的に拠点機能を強化するといった検討が大切です。

そのために、本市の拠点を機能的に分類し、その機能を位置づけることによって、今後の都市整備方策につなげていきます。



(4) 拠点形成と誘導方針（重点的に機能誘導を図る拠点）

①まちなか拠点形成・誘導方針

まちなかは、南九州のリーディングシティとしてふさわしい多彩な機能を基本的な拠点機能として保全・誘導します。

人口減少・高齢化社会の到来に向け、立地適正化計画に定めた、本市の活力と周辺住民を含めた住民生活の安定をもたらすために必要な都市機能等を誘導することにより、まちなかの強化を図ります。

そのため、住宅系、商業・業務系土地利用と連動した南九州の生活・文化・産業・医療の拠点形成を推進します。

1) まちなか拠点形成の位置づけとイメージ

◆医療厚生ゾーン

まちなかにある医療の集積を活かし、高齢化社会に対応した福祉、保健、医療機能の重点的誘導を図ります。



▲医療厚生ゾーン（総合医療施設）



▲雇用創出集積ゾーン（IT産業ビル）



▲にぎわい・交流ゾーン（中町周辺）



▲官公庁ゾーン（都城市役所）



▲広域文化交流ゾーン（ウエルネス交流プラザ）

◆にぎわい・交流ゾーン

中心市街地中核施設「Mallmall」を核施設とともに、まちなか居住のための店舗や店舗兼用住宅などの重点的な誘導を推進し、まちなか居住者や訪れる人が便利で交流しやすい機能の集積を図ります。

◆官公庁ゾーン

行政サービスの拠点機能を果たすため、市役所、国の合同庁舎などを核施設として、広域的な利用に資する行政サービス機能の重点的誘導を図ります。

◆広域文化交流ゾーン

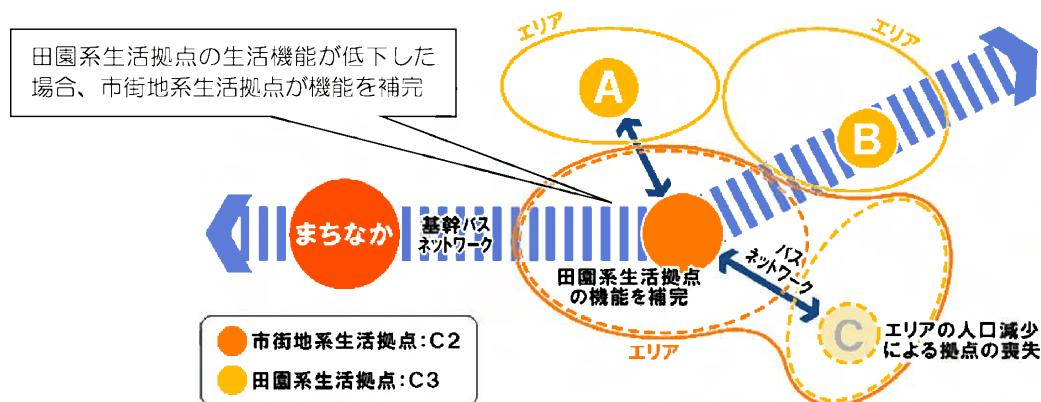
神柱公園を含む総合文化ホール、中心市街地中核施設「Mallmall」、ウエルネス交流プラザ、都城島津邸を核施設として、市域内外の様々な人々が出会い、集まることができる広域文化交流機能の重点的誘導を図ります。

②地域生活拠点の形成・誘導方針

地域生活拠点では、日常生活に必要な機能を有することを基本的な拠点機能とします。

地域それぞれの既存施設の集積や個性を活かし、日常生活圏（守備範囲）の狭い田園系地域生活拠点と日常生活圏の広い市街地系地域生活拠点でお互いに補完しあいながら、うるおいと豊かさの利便性を兼ね備えた地域生活拠点の形成を図ります。

1) 地域生活拠点形成のイメージ（※地域生活拠点の位置づけについては、第3章まちの将来像 拠点の配置について（P.67）参照）

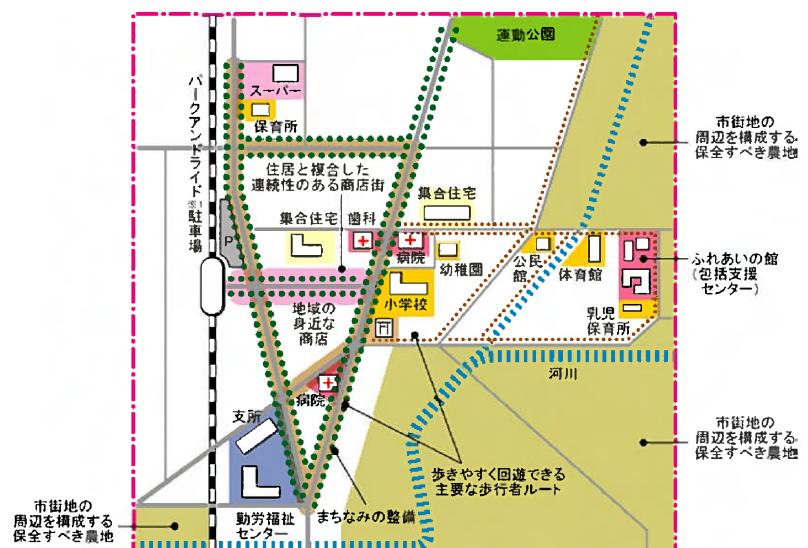


▲市街地系地域生活拠点と田園系地域生活拠点の連携イメージ

2) 地域生活拠点における生活支援機能の集積に向けた生活拠点イメージ

総合支所、郵便局、体育館、福祉施設、市民センター、公民館などの公共公益施設、店舗・スーパー・マーケットなどの商業施設の集積、公共交通整備の利便性を活かし、行政窓口サービス、日常商業サービス、子育て支援、身近な医療、コミュニティ、防災など身近な生活支援機能の集積を図ります。

特に立地適正化計画における都市機能誘導区域においては、その誘導施設である生鮮三品取扱店（スーパー・マーケットなど）、病院・診療所の維持・誘導を図ります。



▲地域生活拠点のイメージ

*1 「パークアンドライド」：都市部や観光地などの交通混雑を緩和するため、自家用車で最寄りのバス停または駅まで行き、駐車した後、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かうこと。

③観光文化レクリエーション拠点の形成・誘導方針

観光文化レクリエーション拠点の基本的な拠点機能は、暮らしの中で培われた豊かな歴史文化を、訪れる人や将来の市民に伝え、また、市民生活がうるおいのある豊かな生活となる機能を有することです。

連綿と続いてきた本市の歴史文化を後世に伝えると同時に、その多様性を活かした地域内の歴史文化系観光拠点として、その機能と連携の強化を促進します。

また、本市の豊かなスポーツ・レクリエーション拠点を活かし、豊かでうるおいのある拠点形成とスポーツ観光拠点の機能と連携強化を促進します。

1) 観光文化レクリエーション拠点形成の位置づけ、イメージと整備・保全誘導の方針

◆歴史文化拠点

都城島津邸、都城歴史資料館、弥五郎どんの館、人形の館、高城郷土資料館、旧後藤家商家交流資料館などは、歴史文化拠点として位置づけます。

拠点性、シンボル性を高めるため、周辺の居住環境・街路空間・樹林地やため池などの一体的な景観保全・創出を図ります。さらに、焼酎やみそ、しょうゆなどの醸造文化を活かし、体験型の歴史文化学習の場、休憩機能の充実を検討します。

また、歴史文化を感じる環境の誘導と連続性の確保を図ります。



▲都城島津邸



▲高城郷土資料館

◆スポーツ・レクリエーション拠点

早水公園や都城運動公園などの都市基幹公園は、身近に自然とふれあい、スポーツを楽しむなど市民生活の快適性を高める施設です。金御岳公園などの特殊公園や関之尾滝、観光牧場などは、観光、保養機能などを有しています。これらの公園や施設などをスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけます。

それぞれの機能分担を明確にし、多様なスポーツニーズに対応するための効果的な施設のリニューアルや統合、観光資源の集約化や複合化、多様性のある宿泊機能の強化やPRを促進し、個性化を図ります。



▲早水公園

④知的研究・産業創造拠点の形成・誘導方針

知的研究・産業創造拠点の基本的な拠点機能は、産業の効率化、集積化、高度化、付加価値化を促進する機能と人材の育成機能を有することです。

産学官連携の一翼を担う知的研究・産業創造拠点は、食品加工、木材加工など生活関連工業のさらなる高度化、付加価値化を促進するとともに、工業・流通系の産業展開を図り、戦略的な工業育成と裾野の広い工業形成の両輪で産業クラスターが形成されるような拠点形成を推進します。産業の個性、付加価値、効率性を強化するために、研究開発・高等教育機関との連携、新たな産業振興拠点を形成し、工業系土地利用と連動した知的研究・産業創造拠点形成を推進します。

1) 知的研究・産業創造拠点形成の位置づけとイメージ

◆研究開発・高等教育拠点

南九州大学、都城工業高等専門学校、九州沖縄農業研究センター、宮崎県農業総合試験場畑作園芸支場、宮崎県木材利用技術センターを、地場産業と連携した研究開発・高等教育拠点として本市の『知』を支える拠点とし、その連携を促進します。



▲都城工業高等専門学校

◆工業・流通業務拠点

沖水地区、高城地区の工業団地は、工業拠点として、志比田町の食品加工拠点や早鈴町の木材加工拠点は、それぞれの産業機能の集積や高度化を促進するために、企業誘致の促進や企業留置策を検討します。



▲高木工業団地

◆戦略的振興拠点（産業）

新たな雇用を生み、産業拠点性の強化を図るゾーンとして、特に広域交通網の結節地である都城 IC 付近を戦略的振興拠点として位置づけます。

周辺の居住空間、農地との調和を基本とした土地利用を推進します。



▲都城 IC 付近

⑤安全・安心拠点の形成・誘導方針

安全・安心拠点の基本的な拠点機能は、安全・安心な暮らしを確保する救急医療機能や防災拠点機能を有することです。

高齢化社会に対応し、緊急時に対応できる医療体制の充実が不可欠です。本市内外の安心な生活を守るため、戦略的振興拠点地域における広域救急医療拠点の形成を推進します。

また、災害時における迅速な応急対策活動と生じうる避難生活を支えるため、主要な公共施設を防災拠点に位置づけ、防災機能の強化を図ります。

1) 安全・安心拠点形成の位置づけとイメージ

◆戦略的振興拠点（救急医療）

本拠点地域における救急医療機能は、広域的な救急医療、健康管理機能を有する拠点として位置づけ、医師会病院との連携強化を促進し、適切な土地利用を維持していきます。



▲都城市郡医師会病院

◆防災活動拠点

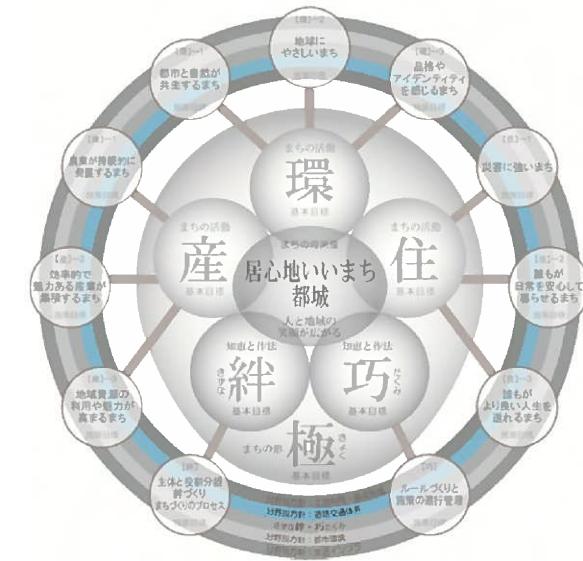
早水公園は、災害情報を収集・伝達など現地対策本部機能を有する中核防災拠点として、山之口・高城・山田・高崎の各総合運動公園は、防災活動拠点として位置づけ、救援、収容、備蓄、集配などの防災機能の強化を進めます。

また、防災拠点性の低い市域西部方面では防災機能を持つ拠点配置について検討します。



▲早水公園体育文化センター
サブアリーナ武道場

5.2. 道路交通体系



人が移動するための 道路環境の改善

歩行車・自転車空間の形成
交通情報の提供
公共交通の検討



自動車移動環境の確保

自動車移動の円滑性の確保
官民連携による駐車場の確保



環境にやさしく うるおいのある道路景観



人や物の移動を
つかさどる軸

命と財産を守る道路



(1) 道路交通体系の基本方針

① 広域高速交通ネットワークの形成

本市は、陸・海・空の交通アクセスのバランスがよく、その「地の利」を生かし、南九州圏域における産業、経済、医療、教育、文化の中心としての役割を担っています。都城志布志道路の全線開通を見据え、圏域の更なる産業交流や、災害時の後方支援体制の構築等による安全・安心を高めるため、県内外の周辺都市を結ぶ広域高速ネットワークの形成を目指します。



▲都城 IC周辺

② 施設配置、公共交通網と連携した道路整備の推進

まちなかや地域生活拠点の連携の強化や自動車交通を安全かつ円滑に処理するため、放射・環状型道路網を形成します。

また、都市利便性の向上やスプロールの抑止などに資する道路網と連携した土地利用、施設配置、公共交通網など一体的な取組を推進します。

③ 円滑で安全な自動車移動の確保

経済活動や市民活動が安全で円滑に行われるよう、渋滞箇所の改善、交通事故対策、産業拠点と主要幹線道路の連携強化や物流ネットワークの充実に向けた「道路整備計画」を策定し、円滑で安全な自動車移動の確保を図ります。



▲沖水

④ 自立した生活を営む移動環境の強化

高齢者やハンディのある人などの交通弱者が、自立した生活を営むために、それぞれの生活圏での生活利便施設の適正配置を図る一方、その円滑な移動を支える道路交通環境の向上を推進する必要があります。

徒歩、自転車、公共交通などの移動手段やその利用者に配慮した自動車移動に頼らない移動環境の強化を図ります。



▲まちなかのバス停

⑤ 安心な社会生活を確保する道路空間の形成

市民の安全・安心な社会生活を確保するためには、迅速な救命救急環境の確保が必要です。

そのために、目的地へ迅速に駆けつけ、その活動が円滑に実施できる道路環境の形成を図ります。

また、災害時においては、避難路、緊急輸送路、迂回路となる道路網を形成するとともに、延焼遮断などの被害の拡大を防止するための道路空間の確保を図ります。

⑥ 誇りや愛着、うるおいのある道路空間の形成

本市を訪れる人々が、歴史・文化などの風情を感じる道路空間の創出や、地球環境に優しくうるおいのあるある道路づくりを推進し、誇りと愛着のある道路空間の形成を進めます。

また、生活に身近な住空間における道路空間については、地域社会の醸成につながる道路づくりなど、うるおいのある居住空間形成に資する道路空間の形成を図ります。



▲高木原緑道

(2) 機能別幹線系道路の配置及び整備方針

①機能別幹線系道路の配置

	種 別	機 能	対象路線
放射系	広域主要都市骨格道路	都市の骨格を構成し周辺都市・市町との広域で高速移動を担う道路	宮崎自動車道、都城志布志道路
	都市骨格道路 主要都市骨格道路	都市の骨格を構成し周辺都市・市町との広域的な移動と沿道やその周辺空間に都城の主な機能を誘導する道路	国道10号、国道269号
	都市骨格道路	主要都市骨格道路と連結し地域生活拠点のC2※1とC3※2を結ぶ放射系都市骨格道路	国道221号、国道222号、都城霧島公園線、都城北郷線、御池都城線
	地域連結道路	地域生活拠点間を結ぶ主要な地域連絡道路	都城隼人線、都城東環状線、高城山田線、三股高城線、都城野尻線、財部庄内安久線、飯野松山都城線、中方限庄内線
環状系	市街地環状道路 内環状道路	まちなかを形成する環状道路	大王通線、平江通線、蔵原通線、千間通線
		周辺市街地の活動を支援 まちなかへの出入分散	西ノ前通線、菖蒲原通線、早鈴岳下通線
	中環状道路	市街地系生活拠点形成を支援、連絡 市街地外縁部の交通軸	鷹尾上長飯通線、甲斐元通線、福島通線(国道222号バイパス)
	外環状道路	田園系生活拠点形成を支援、連絡 田園生活の交通軸	霧島南部地区広域農道(朝霧口一ド)、都城野尻線
	広域環状道路		

詳しくは第3章まちの将来像 拠点の配置について(P.67)を参照。

人口減少などの社会動向、現在の都市機能の集積度、人口密度、都市整備状況、生活圏域などを勘案した、生活拠点機能の分類。

※1 「C2」：市街地系生活拠点。姫城、小松原、妻ヶ丘、祝吉、五十市、横市、沖水の7ヶ所。

※2 「C3」：田園系生活拠点。志和池、庄内、西岳、中郷、山之口、高城、山田、高崎の8ヶ所。

②幹線系道路の機能別整備方針

種 別	道路整備の方針
広域主要 都市骨格 道路	<p>本市を問わず近隣市町の地域活性に資するとともに、安全と安心を確保する広域道路網の充実を図ります。都城志布志道路は、産業力を強化する物資輸送の効率化や広域的な救急医療の実現、災害時の人や物資の輸送道路、市内交通量の抑制など非常に大きな役割を持っています。全線開通後には、市街地通過交通量を勘案の上、国道10号の既存道路空間を利用したまちなかの再生などを検討します。</p> <p>各地域にある産業の活性化と、市民生活の円滑化を図るために、スマートICの活用を推進します。</p>
都市骨格 道路	<p>本市では、国道10号、269号が主要都市骨格道路として形成されており、特に国道10号は、産業・商業・生活など様々な活動がその沿線に展開されています。</p> <p>また、国道10号から放射状に伸びる都市骨格軸は、まちなか～市街地系地域生活拠点～田園系地域生活拠点を結ぶ道路網となっています。この道路網と連携した土地利用、公共交通網、施設配置など一体的な検討を進めます。</p> <p>交通停滞が発生する路線については、都城志布志道路の整備に伴う交通量抑制を勘案した環状系道路の整備を進めるとともに、道路交通の円滑化を推進します。</p> <p>また、本市に多くある五差路については、その安全性、交通の円滑化への寄与度などを検討し、交差点の改良、一方通行の指定などハード面、ソフト面を勘案し、移動の安全性と快適性の確保に努めます。</p>
地域連結 道路	<p>地域生活拠点を連絡する道路網については、地域間の連携が保たれるよう、その機能の確保に努めます。</p>
環状系 都市骨格 道路	<p>内環状網及びその内部の道路空間については、まちなかとして商業、業務、医療、居住など高度で多彩な都市機能を集積するために、安全でうるおいのある道路空間として、みどりや景観に配慮した道路空間を形成します。さらに、商業、業務、医療、居住など様々な都市機能を利用しやすいように、訪れる人々に配慮した交流道路空間の整備を図り、アクセス性を高めます。</p> <p>中・外の環状網については、周辺空間と共生・調和をもたらす道路環境の形成を図るとともに、未整備区間の整備を推進します。また、この環状網を構成する道路については、居住と地域に身近な商業店舗が連続するまちなか沿道居住ゾーンとして自動車移動と歩行者・自転車移動の両面を勘案した道路空間の創出を図ります。</p>
その他道路	<p>その他道路の整備については、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、その整備の必要性や配置、規模などの検証を行い、効果・効率の高い道路づくりを進めます。</p> <p>住空間における道路空間においては、コミュニティ醸成の場として最も地域住民に身近な道路空間であることから、生活道路として安全性と快適性の確保に努めます。</p> <p>安全性については、消防車両が進入できない消防困難区域の解消を図るために、狭あいな道路での拡幅・隅切り、沿道建物のセットバックへの支援などを図ります。</p> <p>また、防犯性を高め交通事故を抑制するためにコミュニティゾーンの設定など暮らしの道づくりを地域住民と連携し検討します。人が多く集まる施設周辺での事故を抑制するため、事業者と連携・協力し、開発前後の道路環境状況を勘案した交通安全対策を推進します。</p>

（3）テーマ別道路交通体系の整備方針

①人が移動するための道路環境の改善

1) 歩行者・自転車空間の形成

高齢者、ハンディのある人、子どもなど誰もが安全で円滑な移動をするために、車いすや電動三輪車などが往来しやすい広幅員で凹凸のないバリアフリー化を推進し、連続した歩行者空間の確保を図ります。また、多くの人が集まる場所や交差点部においては、休憩スペースの確保などにより、くつろぎ・休憩する空間づくりをめざします。

まちなかにおいては、特定時間帯や一部区間でのトランジットモール化（歩行者天国）など周辺住民、商店街、関係行政機関と連携したにぎわい創出にも活用でき、人にやさしい道路空間の形成を促進します。また、自転車空間については、通行量が多い箇所における裏道への誘導や、道路標識による自転車レーンの確保など、ハード・ソフトの両面から歩行者と自転車の分離を検討し、自転車交通環境の形成を図ります。これらは、道路空間のみでの取組では困難なことも予想されるところから、住民の理解と協力により、民地の活用、総合設計制度、地区計画の見直しなど統合的な取組を促進し、安全で快適な歩行者・自転車空間の形成を推進します。

また、都城志布志道路の全線開通等により自動車交通量が減少することが予想される路線については、より歩行者や自転車にやさしい空間形成を検討します。

2) 交通情報の提供

高齢者・ハンディのある人などの社会参加や自立的な生活を支えるため、様々な利用者に配慮したサインの充実や公共交通に関する情報の提供や停留所などの視認性の向上、主要な公共施設、病院、店舗などの位置や利用案内情報など移動自立性の向上を図ります。

3) 公共交通の検討

本市は、自動車移動を基本としたまちです。しかし、今後の少子高齢化や集落地が分散している本市の特徴を考えると、公共交通の維持については地域住民の理解と協力が必要不可欠となります。

よって、公共交通を将来誰もが必要となる移動インフラとして捉え、市民・行政・企業・NPOなどと連携し、病院・商業施設への乗り入れなどの付加価値の向上や高校や大学の通学目的利用者獲得など公共交通を使いたくなるような仕組みについて検討します。しかし、公共交通の運営が経営的・財政的に成立しないことも考えられることから、公共交通事業者に加えて、地域やNPO、福祉系団体、企業との連携を模索するとともに、新たな移動手段の確保や買い物支援サービスなどもあわせて検討することにより、交通弱者への対策を推進します。

バス路線網については、本市の将来像「多極分散ネットワーク型都市空間」の実現にむけて、中心市街地及び地域生活拠点の形成を見据えた幹線・支線を明確化したバス路線網の再構築を図ります。

また、公共交通利用者の利便性向上を図るため、バス路線から離れた市内の主要拠点については、乗り場位置の改善検討を行い、拠点的バス停の利用しやすい環境の充実を図るとともに、まちなか区域においては、運行経路が複雑に入り組む路線のわかりづらさを解消するため、利用者にとって使いやすく・わかりやすい路線網の再構築に向けた検討を行います。

本市の広域幹線交通を担う鉄道及び高速バスについては、継続的な路線の維持を図るための取組

を継続的に展開するとともに、都城志布志道路の整備により宮崎県南部沿岸部並びに大隅半島からの利用者増加も考えられることから、その利用状況を勘案し駐車場、まちなかへの連絡手段の確保などをあわせて検討します。

②自動車移動環境の確保

1) 自動車移動の円滑性の確保について

(2) 機能別幹線系道路の配置及び整備方針 (P.134) を参照。

2) 官民連携による駐車場の確保

まちなかにおいては、駐車場附置義務条例の適切な運用を図り、一定規模以上の施設における駐車場の確保を図ります。今後、社会状況の変化に対応し、中心市街地に関する計画と連携しながら、官・民が連携し適正な配置を検討します。

また、ハード面だけでなく、違法駐車防止条例といったソフト面からの施策もあわせた総合的な駐車対策を展開します。

③命と財産を守る道路の整備

緊急時の物資輸送や避難、救助を迅速に行うため、防災道路ネットワークの設定をするとともに随時見直しを行います。

防災道路ネットワークで設定された緊急輸送路については、橋梁の耐震化や重要幹線道路の冠水対策など輸送機能の確保に努めます。

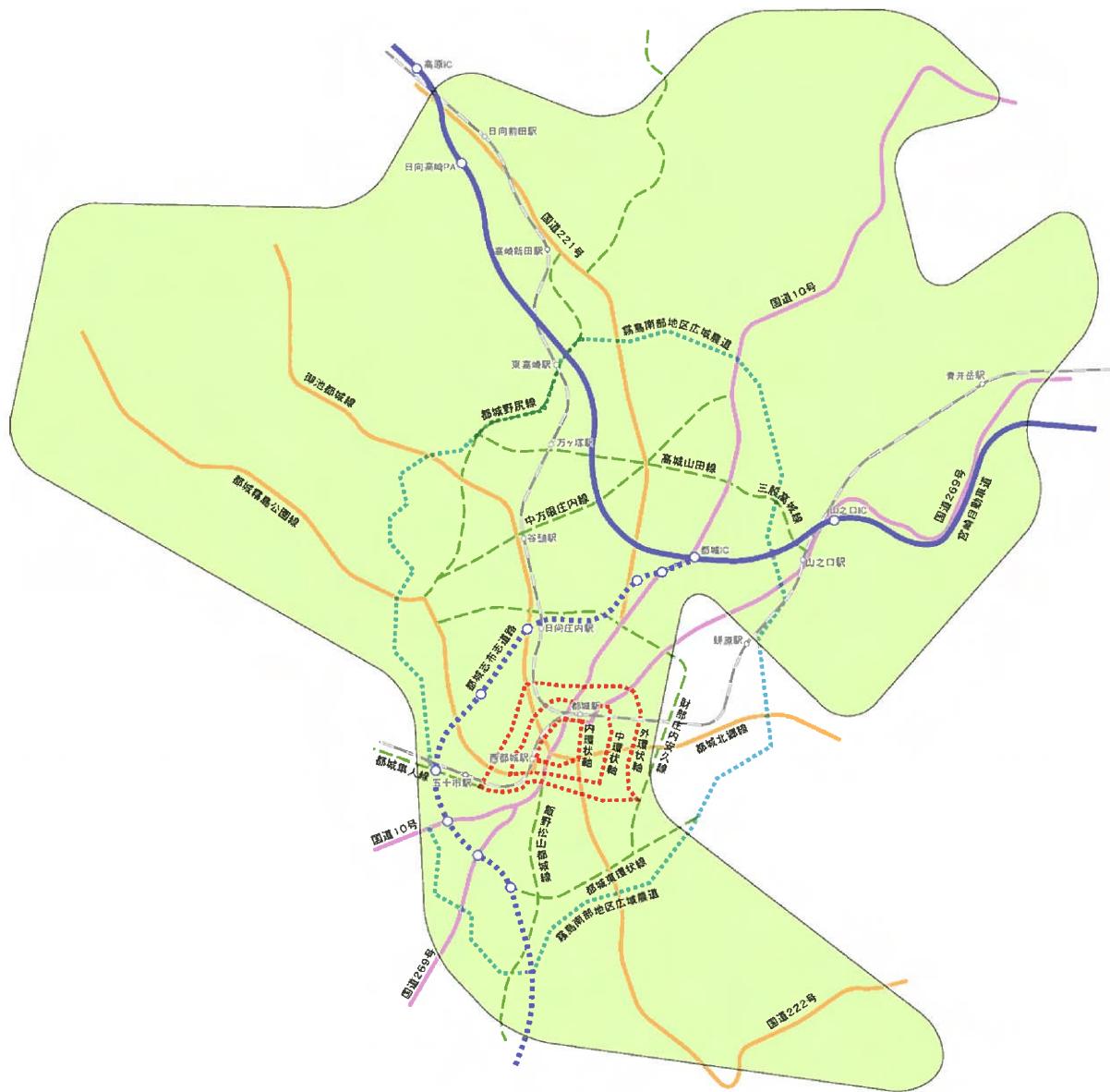
また、道路空間における防災機能については、被害の軽減と安全性の確保に配慮し緊急作業の阻害要因となる看板の規制や無電柱化、道路空間の緑化などを検討します。さらに、救急患者の早急な搬送を図るため、信号制御などの移動円滑化方策をあわせて検討します。

④環境にやさしくうるおいのある道路景観の改善

母智丘通線、国道223号（バードライン）、早鈴岳下通線（市役所周辺）、中原通線（市営球場前）蔵原天神通線（ワンパーク北側）、高木原緑道、ウエルネスロードなどに見られるように、地域や企業、NPO団体等と連携して活動することにより、まちにうるおいを与える道路を緑化するなど道路空間の改善を図ります。

また、あわせて無電柱化を図るとともに、屋外広告物、沿道建築物についても良好な沿道景観の形成や道路環境の維持を図るために、住民の理解と協力に基づいた道路空間の創出に努めます。

さらに、環境にやさしい路面舗装の採用を検討し、地球にやさしい道路づくりを推進します。



■道路・交通体系の方針図

●放射系道路

- 広域主要都市骨格道路
■ 主要都市骨格道路
■ 都市骨格道路

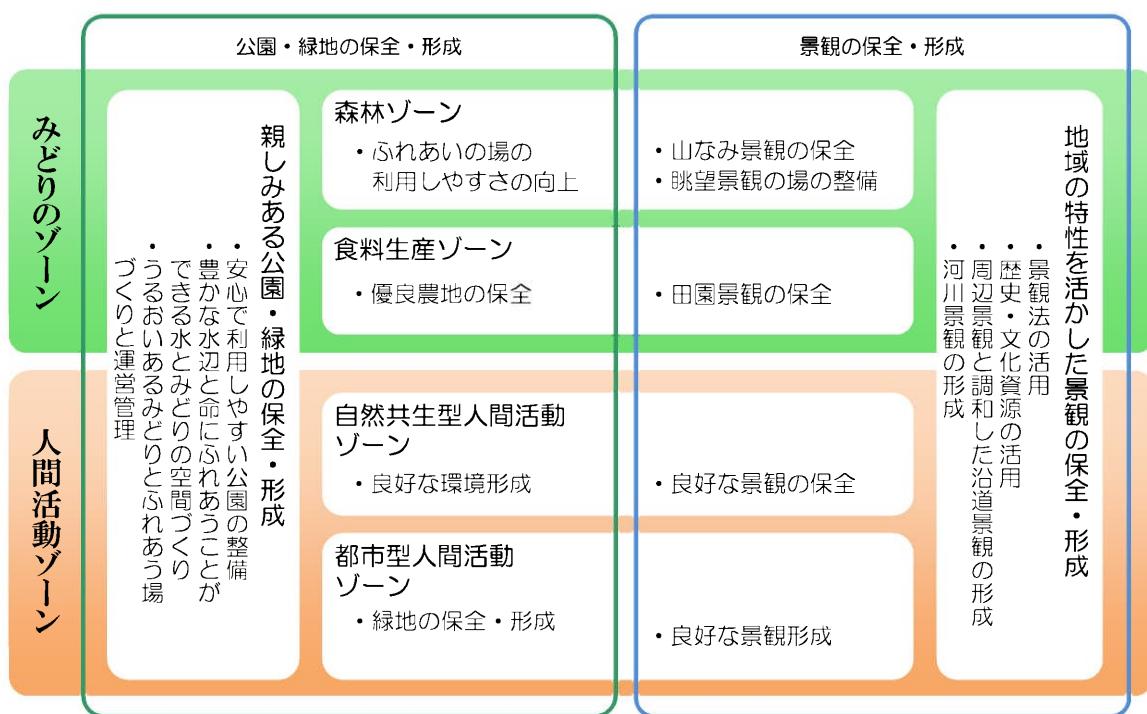
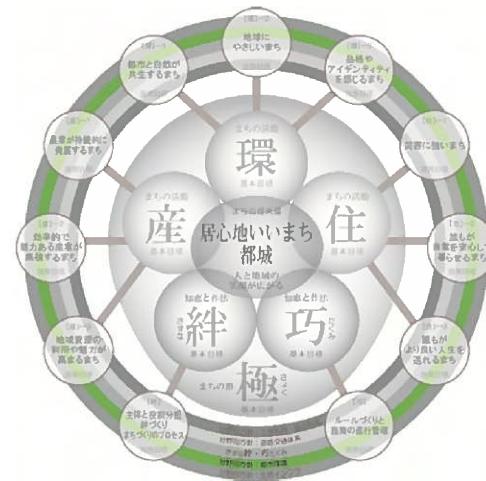
—— 地域連

- 環状系道路
 - 市街地環状道路
 - 広域環状道路

5.3.都市環境

(1) 都市環境の基本方針

良好な都市環境を保全・形成することで、まちの魅力を高め、定住人口や交流人口の増加を図ります。



(2) 公園・緑地の保全・形成に関する基本方針

①森林ゾーンにおけるふれあいの場の利用のしやすさの向上

霧島錦江湾国立公園、母智丘関之尾県立自然公園、わにつか県立自然公園など自然公園区域や金御岳などは、本市の原風景となっています。これら山麓の渓谷や清流において自然生態系に配慮しながら自然観察や憩いの場としての整備を促進します。



▲母智丘関之尾県立自然公園

②食料生産ゾーンにおける優良農地の保全

本市は、農業に関する計画における農業振興の方針に基づき、農地の無秩序な開発や土地利用転換の抑制を促進します。

本ゾーンにおいては、自然と都市との共生を図るため、自然環境を保全する区域や農地を保全する区域などの設定を検討し、農地や緑地の保全を図ります。さらに、市民や地域との協働により、生態系に配慮して、身近な里山・樹林地、河岸段丘のみどり、棚田などの適切な維持・保全を進めています。

そのために、市域における動植物生息地を把握し、開発と保全との調整を充実させていきます。



▲沖水の優良農地

③自然共生型人間活動ゾーンにおける良好な環境形成

古くから馴染みのある集落樹林地、ランドマークとなる巨木、自然公園などの原生的な自然林などは、みどりの拠点として位置づけ、連続性・存在感の確保を促進します。そのために、風致地区や緑地保全地域の活用などを検討します。

また、豊かな里山や社寺林などを有する歴史的、風土的な地区については、歴史的資源の調査の実施や風致地区などの指定を検討し、その環境保全を進めます。さらに、市民や地域との協働により、生態系に配慮して、身近な里山・樹林地、河岸段丘のみどりなどの適切な維持・保全を進めています。



▲高崎のまちなみ

④都市型人間活動ゾーンにおける緑地の保全・形成

都市型居住ゾーンでは、うるおいのある市街地環境を創出するため、風致地区、緑化地域、地区計画、緑地協定の活用などによりみどりを保全し、屋上や敷地内の緑化を促進します。

また、快適な都市環境の形成を図るため、工業専用ゾーン、産業・物流ゾーン、住・工共存ゾーンにおいて緩衝緑地の設置や、適切な敷地内緑化を促進します。中心商業・業務ゾーン、広域沿道サービスゾーン、沿道まちなみ商業ゾーン、地域生活商業ゾーンにおいても緑化を進め、まちなかや地域生活拠点での拠点地区にふさわしい緑あふれる空間の演出に努めます。

高木原緑道をはじめとするみどりの軸については、良好なみどりの軸の形成に努めるとともに、まちなかや地域生活拠点など人々が多く集まる場所において、地域らしさを演出した公園や、緑陰植樹などによる幹線道路の緑化、花いっぱい運動など、市民や地域との協働により推進します。



▲高木原緑道

⑤親しみある公園・緑地の保全・形成

1) 安心で利用しやすい公園の整備

市民が利用しやすい公園整備を進めるために、地域的な偏在や農村公園・ふれあい広場など同じ機能を有する施設の重複を避け、人口・生活利便施設の集積や将来人口規模に見合った階層的な公園の整備を検討します。その際、安全で快適な居住環境や、人々が集い出会う場を形成するため、市街地更新時に総合設計制度の活用によるオープンスペースの確保や、計画から管理の段階で地域住民と協働した効率的な公園のあり方を検討します。

既存公園については、子どもが安心して遊べるように遊具や樹木などの適正な管理、災害時の避難に供するため防災機能などに配慮し、老朽施設の改善やバリアフリー化、用途に応じて駐車スペースの確保などにより、誰もが利用しやすいコミュニティ空間として機能の充実を進める必要があります。

なお、公園の設計や管理に関しては、設計段階から市民や高等教育機関の参加や協働による維持・管理を推進し、利用しやすく愛着のある公園づくりを推進します。

今後、不足が予想される墓地については、計画的に整備する必要があります。墓地整備にあたっては合葬墓や公園化などを積極的に検討し、整備を推進します。



▲利用しやすく愛着のある公園＜早水公園＞

2) 豊かな水辺と命にふれあうことができる水とみどりの空間づくり

大淀川などの水辺は、豊かな水辺空間として引き続き保全していくとともに、市民の憩いの場として活用できるよう整備を促進します。

身边に水やみどりと親しめ、多様な生物が生息できる水とみどりの空間づくりを進めるために、水辺空間における歩行者・自転車が散策できるルートの確保、ホタルの里づくり、河川改修時の多自然型工法の活用などを図ることで、自然環境の保全・再生・創出に配慮した親水空間の確保に努めます。

沖水川市民緑地は適切な保全を図るとともに、年見川、萩原川、姫城川、高崎川などの市街地を貫流する河川では、沿岸の住民の理解と協力により、既存公園や身近な集落地との連続性を勘案した緑道の形成に努めます。



▲志和池のホタル生息地

3) うるおいあるみどりとふれあう場づくりと運営管理

うるおいあるみどりとふれあう場を持続的に活用するために、地域住民・NPO・大学など多様な主体の参加による樹木や緑地の管理運営の仕組みづくりを推進します。さらに、水やみどりへの意識が高まるように、公共施設での緑化の推進、自然体験の機会の創出などを促進します。

また、集落地周辺の樹林地などの身近な自然生態系を形成しているビオトープ空間は、その保全方策を関係NPOなどと協力し推進します。

（3）景観の保全・形成に関する基本方針

美しい景観は、私たち市民の共有財産であり、ふるさとに対する愛着と意識を醸成する貴重な資源です。自然的景観、歴史的景観、都市的景観について魅力的な景観形成を図るべく、土地利用計画と整合した「都城市みどりと景観のまちづくり計画」を策定しました。今後は、市民・事業者と協力し、広がりのある景観（ゾーン）、つながりのある景観（軸）、点的な景観の視点から、魅力あふれる美しい景観の保全や形成を進めます。

また、本市の都市イメージを代表する都城メインゲート・ラインを基軸とした景観形成を進めるとともに、地域の魅力を創出し将来に引継ぐため、自然や地域の特性を十分活かした空間づくりに取り組みます。

①森林ゾーンにおける山なみ景観の保全

1) 山なみ景観の保全

本市は、霧島山系や鰐塚山系に囲まれており、優れた山なみ景観を有しています。それらの景観を保全するため、景観の阻害となる施設の適正な立地を促進します。

また、森林開発の際、事業者へ自然生態系や景観への配慮を求めます。

2) 眺望景観の場の整備

森林ゾーンにおいて眺望景観に優れた場の発掘・活用を促進します。その際、自然生態系にも配慮しながら道路や散策路を整備するなどアクセス性の向上を図ります。

また、借景を利用した施設配置であることから、景観条例に基づき、眺望地からの風景を阻害する建築物の制限や高さの規制を図ります。

②食料生産ゾーンにおける田園景観の保全

農業や自然と都市とが共生するまちにふさわしい景観を保持するため、食料生産ゾーンでは、田園、水辺など自然的景観が一体となった地区を保全し、眺望点の確保を図ります。

また、無秩序な開発を抑制する土地利用施策と良好な景観を保全する景観施策を推進します。

③自然共生型人間活動ゾーンにおける良好な景観の保全

都市と農地が共生するふさわしい景観を保持するため、自然共生型人間活動ゾーンでは、良好な住宅景観形成を促進します。

また、工業流通業務地では、周辺の田園、市街地環境と調和し、産業施設の規模やデザインに配慮した景観形成を促進します。都市的土地利用転換にあたっては、遠景の山麓への眺望性を阻害しないよう努め、無秩序な開発を抑制する土地利用施策と良好な景観を保全する景観施策をあわせて推進します。

④都市型人間活動ゾーンにおける良好な景観形成

まちなかにおいては、本市の都市文化性をイメージした質の高い景観形成を推進します。地域生活拠点では、日常的な商業、医療福祉、コミュニティなど身近な都市機能を集積させ、地域生活圏の顔として集積に応じた魅力ある景観形成を図ります。

また、多くの人々が訪れる公共公益施設は、都城らしさを活かした施設デザインのあり方を検討し、周辺の民間施設を先導するような良好な景観形成を推進します。さらに、市民が憩うことができ、観光拠点の魅力が高まる夜間景観の形成を図ります。

まちなか居住地やまちなか郊外居住地では、住区単位で、敷地面積、建物形状やセットバック、屋外広告物規制、生け垣・柵、古くから残るシンボルツリーなどの良好な景観形成、保全のルール化を促進し、それぞれの居住地ゾーンにふさわしい落ち着きのある住宅地景観の育成を図ります。

⑤地域の特性を活かした景観の保全・形成

1) 景観法の活用

本市の魅力を高め、住む人の愛着を高める良好な景観形成のため、景観法を活用した「都城市みどりと景観のまちづくり計画」に基づき、景観形成施策を推進します。その実効性を高めるために、市民参加を促進し行政と市民が一体となって優れた景観を基調としたまちづくりを推進します。

2) 歴史・文化資源の活用

地域の歴史的・文化的背景を拠り所とした景観形成や、長年地域で親しまれてきた小河川、神社・社寺林など地域資源の発掘や再評価によって、地域の魅力を引き出す景観づくりを推進します。

歴史・文化的資源の残る地区では、これらの資源の保全・活用により、歴史的情緒の感じられる景観形成を推進します。

3) 周辺景観と調和した沿道景観の形成

田園から山間地、眺望点へ至る都市骨格軸は、盆地という風土を感じさせる軸として、良好な道路・沿道景観の演出を図ります。都城ICからまちなかに至る都城メインゲート・ラインとなる国道10号では、道路空間に植樹帯を設置するなど高質化を促進するとともに、沿道景観や屋外広告物の一定のルール化などを検討し、本市の玄関口としてふさわしい道路景観の形成を図ります。

また、生け垣設置、緑化促進、オープンスペースの確保などのルール化や景観マップの作成、サイン計画の再構築などによって、景観の統一性を感じられるような取組を推進します。

さらに、住む人、訪れる人が癒しを感じることができるように、緑視率^{※1}の向上に努めます。

4) 河川景観の形成

みどりのゾーンにおいては、優れた森林景観や田園景観と一体となった河川・用水環境を、適切な保全、身近な水辺空間の形成の支援などにより、心やすらぐふるさとの景観として形成します。

人間活動ゾーンでは、沿岸の緑化を促すとともに、遊歩道・自転車道、憩いの場などを整備し、まちにうるおいが感じられる親水空間や視点場の整備に取り組みます。

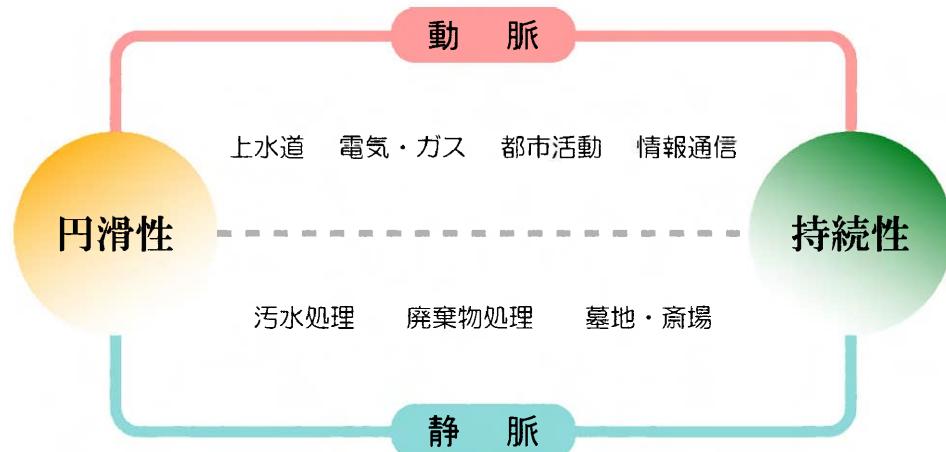
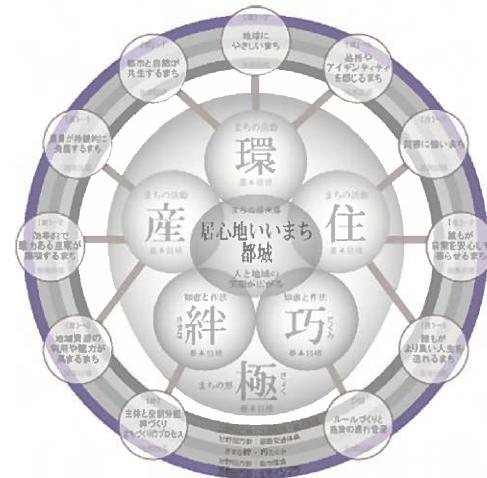
※1 「緑視率」:日常生活の実感として捉えられる緑の量として、特定方法で撮影した写真の中に占める緑の割合。

5.4.生活インフラ

（1）生活インフラの基本方針

わたし達が暮らす上で必要となる水や電気・ガスなどのライフラインについては、安定的な供給を確保し、災害など万が一の事態に備える必要があります。そして日常生活や事業活動から生じる廃棄物・汚水処理についても、循環的な利用や効率的な処理を進めるために、その施設の効果的で計画的な整備・誘導を図り、循環型都市をめざします。

また、まちなかや地域生活拠点では、そこに暮らす人や訪れる人が利用しやすいように都市機能を集積して、まちの魅力を高め、快適で効率的な都市活動を支えます。さらに、IT技術の高度化は、災害時における正確で迅速な情報伝達、本市に居ながら全世界を対象にしたビジネス展開の可能性を秘めており、その情報基盤の整備を促進します。



▲生活インフラの整備に関する体系

①日常生活を支える都市施設の充実

安全・安心な市民生活を支えるために、上水道などのライフライン、汚水処理施設については、災害に強く、効率性の高い施設整備や配置を進めています。

また、墓地、斎場などの都市施設については、既存施設の効果的な改修や計画的な整備によって、市民生活に支障を来たさないよう適切な管理を進めます。



▲清流館

②循環型のまちづくりに向けた都市施設の充実

循環型の地域社会の実現に資する廃棄物処理、汚水処理施設などの都市施設については、市民が利用しやすく、経済的で効率的な整備を図ります。



▲リサイクルプラザ

③拠点形成を支援する都市施設の重点整備

多極分散ネットワーク型都市空間を形成するために、まちなか、地域生活拠点を有する用途地域内では、都市施設を重点的に整備します。これらの拠点で受けられる快適で質の高い都市サービスによって、人や事業活動の集積を誘発して、都市機能の効率的利用を促進します。

④高度情報化への対応に向けた情報インフラの整備

情報通信技術の急速な発展と普及を背景に、高度情報化の波は私たちの暮らしや社会経済活動の各分野にも及んでいます。市民生活の安全性や利便性の向上に向け、光ファイバーなどの情報通信網の整備を関係機関と連携して促進するとともに、各分野における情報通信ネットワークなどの情報基盤の整備に努めます。

⑤暮らしの安全・安心を高める都市防災の推進

浸水被害、霧島山の噴火、大規模地震などの災害に備え、本市の地形的・地理的条件や高齢化の進展に伴う社会状況の変化に対応した総合的な防災対策を推進します。



▲浸水被害の様子

（2）生活インフラの整備方針

①円滑な都市活動を支える生活インフラの整備の方針

人間活動ゾーンでは、市民生活、経済活動に欠かせない水・電気・ガスの安定的な供給が大切です。

また、産業活動や都市開発などの動脈から生ずる汚水・廃棄物処理など静脈に至る流れの中で効率的な処理についてのシステムの構築が重要な課題です。

こうした一連の流れにおいては、利用者が増えることが施設の効率性や事業整備の効果を高めることにつながります。さらに快適な都市環境を創出し、人の流れを都市型居住ゾーンに誘導して、都市施設の利用と経営の効率を高めます。

このような、上下水道、廃棄物処理施設などの生活インフラに関する都市施設については、計画的な整備・誘導を推進します。

1) 上水道の整備

1) - 1 地下水の保全

本市は、上水道や簡易水道など水源のほとんどを地下水に依存しています。良質で安全な水を将来にわたり安定的に供給するために、事業活動に伴う汚染物質の地下浸透の禁止、地下水くみ上げ量など適正な運用を促し、継続的に地下水を保全していきます。



▲夏尾町の湧水

1) - 2 計画的な給水区域の拡大

上水道は、市民生活や都市活動を支える都市施設であり、本市における令和元年度の普及率は97.5%です。市全域での安定した水供給を図るためにも、みどりのゾーンに点在する簡易水道地域については、施設の統廃合や更新を計画的に実施するとともに、市全体への普及については、福祉、環境等の関係機関等との調整を図りながら、総合的に検討します。

2) 効率的な汚水処理の整備

2) - 1 公共下水道・農業集落排水

河川水域を保全するために市民の理解と協力を得ながら、今後の人口、土地利用の動向などを見定め、公共下水道の整備を継続するとともに、合併処理浄化槽と連携した効率的な整備を進めます。農業集落排水については、継続的な維持管理を実施します。さらに、ライフサイクルコストを勘案して、ストックマネジメント計画を基に、設備の点検・調査を行い、老朽施設の改築・更新を進めます。

2) - 2 合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水整備事業の整備区域以外の地区においては、合併処理浄化槽設置による整備を促進します。

3) 廃棄物処理施設の管理・整備と誘導

3)－1 既存施設の管理(一般廃棄物最終処分場、リサイクルプラザ及びクリーンセンター)

近年のごみ排出量は、リサイクルプラザの稼働に伴うごみの分別効果により減少しています。また、クリーンセンターの稼働により、これまで埋立処分していたビニール、プラスチック等を焼却することで、一般廃棄物最終処分場の長寿命化を図っています。

しかし、現在の一般廃棄物最終処分場の埋立処分量が限界に近づいてきており、次期処分場の建設に取り組んでいます。

今後も省資源・減量化の啓発を推進し、家庭や事業所における排出抑制、リサイクルプラザでの再資源化、最終処分量の減量化に努め、各施設の更なる長寿命化を図ります。

さらに、クリーンセンターでは、余熱を利用した発電設備を備えることで、省資源化・省エネルギー化を図り、温室効果ガス(CO₂)の削減にも貢献しています。



▲クリーンセンター

4) その他の生活インフラの整備(墓地、斎場)

現在の市営墓地の適切な利用を進めるとともに、今後の人口動向により不足が見込まれ、効率的な整備を実施してきました。合葬墓の供用開始後は施設の維持管理を推進し、全施設の長寿命化を図ります。

また、斎場については、老朽化した施設を計画的に修繕し、周辺環境への十分な配慮や長寿命化を図ります。



▲上長飯霊地公園

②都市活動の継続性を高める生活インフラの整備方針

浸水被害の抑制を図り、水害に強いまちづくりの実現に向けて、堤防や内水排除施設の整備など浸水地域の実情に適応した総合的な治水対策を推進します。さらに、高度情報化社会への対応に備え、市民生活や地域経済の質的向上に向け、情報インフラの整備を促進します。

1) 都市防災性の向上

1) - 1 水循環の健全性の確保

都市開発は雨水の地下浸透を妨げ、道路側溝や河川への排水負荷を高める恐れがあり、浸水被害を抑制し、水害に強いまちづくりの実現に向けて、総合的な治水対策が必要です。したがって、大規模開発や宅地開発など土地利用のルール化、道路、駐車場の整備における雨水の地下浸透の推進、貯留や遊水機能を有する調整池、緑地の設置のほか、河道の改修、排水機場や遊水池などの治水施設の整備を促進します。

1) - 2 身近な避難地の確保

指定避難所の小中学校や地区公民館は、施設の耐震化や非構造部材の落下防止対策、飲料水兼用耐震性貯水槽設置、救助資機材など防災機能の強化と適切な管理に努めます。また、水道管路の耐震化を促進します。多数の避難者が予想される避難所などでは、緊急物資輸送などを考慮しながら、主要設備の耐震化を図り、水・電気などのライフラインの確保を図ります。

1) - 3 施設の計画的な更新や耐震化

ストックマネジメント計画及び下水道施設総合地震対策計画を基に、老朽化した上下水道施設・設備の点検や更新や耐震化を計画的に進めます。

1) - 4 災害に強い施設の管理体制の推進

災害時のライフラインの確保は、復旧対策時に最も優先される事項であり、既存配管へのバイパス管、仕切弁等の増設を進めて災害に強い施設管理を推進します。

また、基幹的な避難所においては、排水系統の分断を考慮し、合併処理浄化槽の設置など自立分散型の汚水処理システムを検討します。

2) 情報インフラの整備

災害時の情報伝達に役立つ高度情報通信システムは、買い物、娯楽、行政機能など豊かな暮らしに向けた貴重な情報媒体といえます。また在宅で事務所を開設することも可能で、本市に居ながら国内外で事業の展開も期待されます。

急速な情報化社会への対応に備え市民生活や社会経済活動の豊かさの向上のために、地域インターネットなどの高度情報通信システムの整備を関係機関と連携して促進します。